

政府の東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会の報告書を受けて講じた措置（いわゆる「政府事故調フォローアップ報告書」）に係る令和2年度以降の取り扱いについて

これまで、政府事故調の提言（※表1）を踏まえ、毎年度、関係白書等の記述を参考としながら、政府が講じた措置を関係省庁において取りまとめ、内閣府において政府事故調のフォローアップ報告書を公表してきたところ。

表1 政府事故調提言抜粋

VI 総括と提言

3 原子力災害の再発防止及び被害軽減のための提言

当委員会の提言は、いずれも迅速かつ確実に実現を図ることが重要であることから、政府においては、関係省庁・関係部局に提言の反映や実施に向けた具体化を指示するとともに、関係省庁・関係部局の取組状況を把握し、その状況を取りまとめて公表するなど、確実なフォローアップをすることを求めたい。

他方、政府は、国会法に基づき、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の報告書を受けて講じた措置（いわゆる「国会事故調フォローアップ報告書」）の作成を義務づけられており、毎年度、報告書を作成して国会に提出している。

国会事故調フォローアップ報告書と政府事故調フォローアップ報告書は、構成は異なるものの、東京電力福島原子力発電所事故の反省・教訓を踏まえた政府の取組を記述するものであるため、両報告書の間で重複した記述も多い。

このような状況を踏まえ、令和2年度以降の政府事故調フォローアップ報告書については、毎年度、全体版の報告書の掲載を行う代わりに、国会事故調の提言には含まれていない政府事故調報告書独自の提言事項に関して政府の取組に進展があったかどうか毎年度確認し、進展があった場合に当該取組を報告することとする。なお、該当する政府事故調の提言は表2のとおりである。

引き続き、政府としては、東京電力福島原子力発電所事故の反省・教訓を踏まえた取組を確実に実施していくこととしており、取組状況の定期的な公表は、国会事故調フォローアップ報告書及び上記の掲載で対応することとする。

表2 政府事故調フォローアップ報告書において独自に記載している取組

提言（1）安全対策・防災対策の基本的視点に関するもの

4. 防災計画に新しい知見を取り入れることに関する提言

- 南海トラフ巨大地震への対応
- 首都直下地震等への対応
- 地震調査研究の推進
- 防災計画の改訂

提言（4）被害の防止・軽減策に関するもの

8. 諸外国との情報共有や諸外国からの支援助受け入れに関する提言

- 諸外国との情報共有の体制整備
- 諸外国からの支援助受け入れの体制整備

提言（7）継続的な原因解明・被害調査に関するもの

2. 被害の全容を明らかにする調査の実施に関する提言

- 住民等の避難の実態に関する調査
- 記録の収集・保存・公開等
- 震災関連死に関する調査